

経理装備局会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局総務部総務課長  
防衛研究所総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部装備部施設課長 殿  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部総務課長  
情報本部総務部総務課長  
技術研究本部総務部会計課長  
装備施設本部総務課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務課長

大臣官房文書課長

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に  
関する法律第5条第2項に基づく届出業務についての一部改正に  
ついて（通知）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5  
条第2項に基づく届出業務について（官施第5403号。17.7.7）の別紙の  
一部を下記のとおり改正し、平成22年4月1日から施行することとしたので通知  
する。

なお、本通知による改正後の規定は平成23年度に行う届出（平成22年度把握  
分）から適用することとする。

記

第1項に次の2号を加える。

- (6) 「移動先の下水道終末処理施設の名称」については、当該事業所から排出し  
た下水の処理が行われる下水道終末処理施設の名称を記載されたい。
- (7) 「当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類」については、  
当該事業所において生ずる廃棄物の事業所の外での処理方法又は廃棄物の種類  
を記入されたい。

第2項を次のように改める。

2 自衛隊病院、駐屯地等の医務室等の届出について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部政令改正に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）第2条第5項に規定する業種に医療業が追加された。

これに伴い、防衛医科大学校病院については、民間事業者の行う医療業に相当する事業が行われていると考えられるため、常用雇用者数及び取扱量等の要件に該当すれば、化管法第5条第2項に基づく届出の対象となる。

自衛隊病院及び駐屯地等の診療施設は、駐屯地等に併設されている場合、民間事業者の福利厚生施設での化学物質の取扱いに相当するものである限り、化管法上の「業として」行われるものではないと考えられることから、仮に第一種指定化学物質を取り扱っていたとしても、当該事業所（駐屯地）における年間取扱量には算入されない。他方、診療施設の建物が事業所とは別の敷地に別途設けられている場合は、常用雇用者数及び取扱量等の要件に該当すれば、化管法第5条第2項に基づく届出の対象となる。

第3項中「付紙第2」を「付紙」に改める。

第5項及び第6項を削り、第7項中「鉛及びその化合物等」を「鉛、鉛化合物等」に改め、第7項を第5項とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

付紙第1を削り、付紙第2を付紙とする。

付表技術研究本部下北試験場の項を削り、事業所（届出駐屯地・基地等）総数の項中「273」を「272」に改める。

写送付先：人事教育局人材育成課長  
人事教育局衛生官  
経理装備局装備政策課長  
経理装備局艦船武器課長